

市内スポーツ施設の熱中症予防対策について

令和6年7月1日

市内スポーツ施設をより安全にご使用いただくため、利用者の熱中症予防対策として、次のとおり使用許可の制限等に係る判断基準を設けたので、ご理解・ご協力をお願いします。

1. 施設の使用許可の制限等に係る判断基準

・環境省熱中症予防情報サイトで、横芝光町の暑さ指数(WBGT)：31以上(ただし、屋内施設の場合は、「該当施設」のWBGT指数を採用する。)

2. 使用許可の制限等に必要な措置

(1) あらかじめ判断基準となることが確実な場合（団体）

・施設使用が可能な日時で、あらかじめ判断基準に達することが確実と認められる場合は、施設において、臨時の一部貸し出し中止の適用を検討しつつ、予約受付時等に団体使用の代表者等へその旨を伝達し、当該施設を使用する是非等を判断いただきます。

(2) 事前の予約に対する許可等の取扱い（団体）

・予約済の時間帯について、判断基準に達する状況が予見される場合は、予約者の意向を基本としつつ、代表者に対しその旨を伝え、厳重警戒をお願いするほか、使用許可の付帯条件として、状況に応じ使用

中の運動制限（使用中止を含む）を命じる可能性があることをお伝えし、施設の使用許可を決定します。事前に施設使用を取り止める場合、または、使用開始後に暑さ指数が3.1以上となり、使用を中止する場合は、未使用時間分の使用料の振替または還付を行います。

（3）個人等の申し出に対する許可等の取扱い

- 申請時点で判断基準に達することが確実と認められる場合は、原則として、その使用を許可しないこととします。
- 予約済の時間帯について、判断基準に達する予測がある場合は、その旨を申し出及び許可の時点でお伝えし、嚴重警戒をお願いし、使用許可の付帯条件として、状況に応じ使用中の運動制限（使用中止）を命じる可能性があることをお伝えし、施設の許可を決定します。事前に施設使用を取り止める場合、または、使用開始後に暑さ指数が3.1以上となり、使用を中止する場合は、未使用時間分の使用料の振替または還付を行います。

（4）基準値の確認に係る留意点について

- 暑さ指数（WBGT）は、環境省熱中症予防情報サイトで、実況と予測値が定期的に更新されるので、適宜、予測グラフ等を参照しながら、使用者の皆様に適切な措置を講じます。